

名古屋アクロバットスクール 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、合同会社Risshin（以下「当社」といいます）が運営する名古屋アクロバットスクール（以下「当教室」といいます）において、円滑なサービスの提供を行うために必要な事項を定めるものです。本規約に基づく当教室に関する権利および義務は、すべて当社に帰属します。

本規約において「受講者」とは、当教室のレッスンを受講する会員および非会員をいい、「法定代理人」とは、受講者が未成年者である場合のその親権者または未成年後見人をいいます。

本規約は、民法第548条の2に定める定型約款に該当します。受講者は、入会手続きまたはレッスンの予約を行うことにより、本規約の内容に同意したものとみなされます。

第1条（目的）

当教室は、アクロバット（主にマット運動）および体操の技能習得を通して、受講者の人間的な成長を促すことを目的とします。

第2条（管理運営）

当教室は、当社が管理・運営する施設において、当社が運営し、指導を実施するものです。

第3条（会員制度）

当教室は、会員制度とします。

- 2 会員は、第5条に定める入会手続きを行い、これを当社が承認することで、当教室の会員資格を取得することができます。
- 3 レッソンは、クラスレッスンとプライベートレッスンがあります。クラスレッスンは会員のみ、プライベートレッスンは会員・非会員を問わず受講可能です。
- 4 当教室の会員資格は、第10条に定める退会手続きを経て退会とならない限り継続されます。

第4条（入会条件）

当教室の入会条件は、次のとおりとします。なお、第4号の確認のため、医師の診断書を提出していただく場合があります。

- (1) 当教室の目的に賛同していること
 - (2) 持病やケガ等による入院・手術歴がある場合、それらの経歴および現在の状態について虚偽なく申告をしていること
 - (3) 本規約を遵守し、前号の内容について虚偽なく申告する旨の同意書を提出すること
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 心臓・循環器・腎臓などに持病のある方
 - ② 脳貧血を起こしやすい方
 - ③ 他人に伝染または感染するおそれのある疾病のある方
 - ④ てんかん体質や卒倒性の体質の方
 - ⑤ その他、医師から運動を禁じられている方
 - (5) 過去に当教室または他社の運営するスポーツクラブ等から除名またはこれに類する処分を受けたことがないこと
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (7) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、レッスンの受講にあたり当社が好ましくないと判断する事項がないこと
- 2 前項第2号および第4号に関して申告いただく健康状態・既往歴等の情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報に該当します。当社は、安全なレッスンの提供および事故発生時の緊急対応を目的として、体験レッスンのお申込時のアンケートにおいて利用目的を明示したうえで、また入会手続きの際には第5条第4項の同意書によりご本人（受講者が未成年者である場合は法定代理人）の同意を得て、これを取得し、当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。

第5条（入会手続き）

第4条に定める入会条件を満たし、当教室に入会を希望する方は、当教室が利用する会員サイト（<https://acrobat-school.hacomono.jp>）から所定の手続きを行うこととします。

- 2 入会時には、次に定める費用の支払いが必要です。
 - (1) クラスレッスン＝入会金、事務手数料、年会費、初月分の月謝（受講回数に応じた按分額。以下「回数割月謝」といいます）、翌月分月謝
 - (2) プライベートレッスン＝入会金、レッスンチケット代金
- 3 入会のお申込み後、翌月末日までに初回費用のお支払いが確認できない場合、当該申込みは効力を失うものとします。
- 4 入会時には、当社が定める同意書への署名が必要です。入会希望者が未成年者の場合、入会希望者とともに法定代理人も同意書へ署名することとし、法定代理人は本規約に定める会員としての義務を、会員に遵守させる責任を負うものとします。
- 5 本条第1項から第4項にかかわらず、入会希望者（入会希望者が未成年者である場合はその法定代理人も含みます）が過去に商品・サービス利用代金等の支払い遅延や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断

りすることがあります。

第6条（会員資格およびチケットの譲渡・貸与）

当教室の会員資格およびレッスンチケットは、これを他人に譲渡・貸与し、または担保に供することはできません。

2 前項にかかわらず、レッスンチケットについては、会員本人および会員と生計を一にする二親等以内の親族に限り、共有して利用することができるものとします。

第7条（費用等）

レッスンの受講に必要な月謝やチケット等の費用（以下「費用」といいます）は、当教室が利用する会員サイトまたは当教室の窓口で支払うものとします。月謝は、前月に翌月分をお支払いいただく前払制とします。

2 既納の費用は、第4項ただし書、第12条第2項および第24条第3項に定める場合を除き、事由のいかんを問わず返金しません。

3 レッスンチケットの有効期限は、発行日から1年とします。有効期限を経過したレッスンチケットは失効し、その代金は返金されません。ただし、やむを得ない事由により有効期限内にご利用いただけない場合、会員は、有効期限が到来する前に当社に申し出ることにより、有効期限の延長を求めることができます。

4 当社の都合により役務の提供ができなくなった場合（第16条第2項による中止、第22条による休講および第23条による一時的休業をいいます）には、当社は、振替または振替チケット（有効期限の定めのないものをいいます。以下同じ）の付与により対応するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により振替および振替チケットによる対応のいずれもできない場合には、未提供分に相当する費用を返金します。また、第24条による閉鎖の場合は、同条第3項によるものとします。

5 当社は、費用を変更することがあります。この場合、第26条に定める手続きに従い、変更の効力発生日の2か月前までに会員に告知します（消費税率の変更に伴う金額変更は除きます）。

6 前項の告知を受けた会員は、変更後の費用の適用を望まない場合、変更の効力発生日の前日までに退会を申し出ることにより、第10条第2項の申出期限にかかわらず、変更の効力発生日の前日をもって退会することができます。この場合、変更後の費用は適用しません。

7 第5項の告知は、当教室施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載、会員サイトを通じた通知等、当社所定の方法により行うものとします。

第8条（年会費）

当教室のクラスレッスンに参加する会員は、年会費の支払いが必要です。

2 年会費は毎年、4月分の月謝（3月引き落とし）とともに請求するものとします。

3 年度の途中で入会した方についても、満額の請求をするものとします。

第9条（休会）

当教室のクラスレッスンに参加する会員は、やむを得ない理由により一定期間レッスンの受講が不可能となる場合、休会を申し出ることができます。

2 休会中の会員は、月額2,200円（税込）を支払うことにより、クラスの在籍を保持することができます。

3 休会を希望する月の前月10日（10日が営業休日の場合は前日）までに、会員サイト、電子メールまたは当教室スタッフへの申出その他当社が定める方法により手続きを行えるものとします。この期限は、当月末の引落とし（翌月分）に反映するために設けているものです。

4 休会期間は最長で3か月までとし、4か月目に入った時点でクラスの在籍資格を失うものとします。この場合、在籍資格を失う月以降の休会費および月謝は請求しません。

第10条（退会）

退会しようとする会員は、当社所定の方法（会員サイト、電子メール、退会届の提出その他当社が定める方法をいいます）により退会を届け出るものとします。

2 当月10日（10日が営業休日の場合は前日）までに届出があった場合は当該月の末日をもって、それ以降の届出の場合は翌月の末日をもって、退会とします。この期限は、当月末の引落とし（翌月分）に反映するために設けているものです。

3 前項にかかわらず、会員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会を申し出ることができます。この場合、当社は、会員と協議のうえ、退会日および既納の費用の取扱いを決定します。

4 第7条第6項による費用の変更に同意しない場合の退会については、同項によります。

第11条（会員の除名）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、その会員を除名することができます。

- (1) 本規約、および当社が定める諸規則に違反した場合
- (2) 当教室の名誉を傷つけ、秩序を乱し、または他の受講者に迷惑を及ぼすなど、会員としてふさわしくない行為をした場合
- (3) 費用の支払いを怠った場合
- (4) 第18条第1項第1号から第11号までに該当する行為を繰り返した場合
- (5) 第4条に定める入会条件のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会条件を満たしていると偽って会員資格を取得した場合
- (6) 会員または法定代理人が反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合

(7) 前各号に準ずる事由であって、他の受講者の安全の確保または当教室の適正な運営に重大な支障が生じ、会員資格を継続することが社会通念上相当でないと客観的に認められる場合

2 当社は、前項の除名を行うにあたり、あらかじめ会員に対しその理由を書面または電子メールにより通知し、弁明の機会を与えるものとします。ただし、第18条第1項第6号に該当する行為、前項第6号に該当する場合その他緊急を要する場合はこの限りではありません。

第12条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により資格を喪失し、会員としての一切の権利を失うものとします。

- (1) 会員本人が死亡したとき
- (2) 第11条により除名されたとき
- (3) 第24条により当教室が閉鎖されたとき
- (4) 第9条第4項によりクラスの在籍資格を失ったとき

2 当社は、前項の場合、資格喪失日の翌月以降の分としてすでにお支払いいただいた月謝および未使用のレッスンチケットの代金を返金します。ただし、前項第2号（除名）のうちの会員の責めに帰すべき事由により除名された場合は、除名によって当社に生ずる平均的な損害の額を控除して返金します。

第13条（クラスレッスン）

クラスレッスンは、各クラスに定められた曜日・時間に毎週行うものとします。なお、レッスンは年間44回とし、当社が作成した年間スケジュールに従って参加するものとします。

2 当社の都合により年間44回のレッスンを実施できなかった場合の取扱いは、第7条第4項によるものとします。

第14条（振替）

当教室のクラスレッスンに参加する会員は、レッスンを欠席した場合、振替制度を利用することができます。

- 2 振替は、欠席日の属する月の初日から翌月末日までの間に行うものとします。
- 3 利用は月に1回までとします。
- 4 参加しているクラスと同じクラス（他の曜日）にて振替を行うものとします。
- 5 利用には事前予約が必要です。当教室が利用する会員サイトから空き状況を確認したうえで、予約を取得するものとします。
- 6 第7条第4項により付与された振替チケットには、前3項の制限は適用されません。

第15条（予約等）

当教室のプライベートレッスンを受講するためには事前予約が必要です。レッスンの予約は、当教室が利用する会員サイトにて取得できるものとします。

- 2 予約を取得していない受講者のレッスンは受け付けないものとします。
- 3 予約を複数取得することが可能ですが、支払い済みのレッスンチケットの範囲までとします。
- 4 予約のキャンセルは、原則として予約時刻の1時間前まで会員サイト上で行うことができます。
- 5 予約をキャンセルした場合または予約時刻に無断で不参加であった場合、次の各号に従ってキャンセル料を申し受けます。このキャンセル料は、キャンセルにより当社に生ずる平均的な損害（担当講師の人件費および施設確保費用等、キャンセルによっても回避することができない費用）に相当する額として定めたものです。

- (1) 予約日時の3日前までのキャンセル＝無料
- (2) 予約日時の3日前を過ぎてからのキャンセルおよび無連絡での不参加＝受講予定だったレッスン料金の100%（レッスンチケットで受講予定の場合はチケット1回分）

6 前項のキャンセル料（レッスンチケットの消費により充当する場合を除きます）は次回レッスン時まで支払うものとし、支払いが遅延した場合、当社は年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第16条（受講の停止およびレッスンの中止）

次の各号のいずれかに該当する場合、安全管理上の理由により、当教室スタッフの判断で当該受講者の受講を停止することができるものとします。

- (1) 体調不良および怪我の症状により、受講者の健康状態が当教室のレッスンで行う運動に不適切であるとき
- (2) 受講者が講師の指示に従って運動ができないとき
- (3) 受講者の服装が当教室のレッスンで行う運動に不適切であるとき
- (4) 第18条第1項第1号から第11号までに該当する行為が見受けられたとき

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社はレッスンを中止することができるものとします。

- (1) 災害および緊急事態が発生したとき
- (2) その他、当教室スタッフが安全にレッスンを行うことができないと判断したとき

3 第1項による受講の停止の場合、既納の費用は返金しないものとします。第2項による中止の場合は、第7条第4項に従って対応するものとします。

第17条（規約・諸規則の遵守）

受講者は本規約および施設内諸規則を遵守し、当教室のレッスン受講にあたり、スタッフの指示に従わなければなりません。

第18条（禁止事項）

受講者は、当教室の施設内において、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 酒気を帯びての施設利用
 - (2) 他人の施設利用を妨げる行為
 - (3) 許可なく施設内を撮影すること
 - (4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をすること
 - (5) 他人を誹謗、中傷する行為
 - (6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
 - (7) 動物、危険物等、他人に害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを施設内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと
 - (8) 施設内での喫煙
 - (9) 当教室スタッフの指示に反する行為
 - (10) 当教室スタッフの業務を妨げる指示・要求を行うこと
 - (11) その他、施設内の秩序を乱す行為
- 2 当社は、受講者または法定代理人が前項各号の行為を行ったとき、または、第4条第1項第1号から第7号までに反することが判明した場合は、入場もしくは施設利用を禁止し、または退場を指示することができるものとします。

第19条（安全配慮および免責）

当社は、レッスンの実施にあたり、受講者の安全確保に必要な措置を講じるものとします。

- 2 当教室施設内で受講者が負傷する事故が発生した場合において、当社に故意または重大な過失があるときは、当社は民法その他の法令に従い、その損害を賠償します。
- 3 前項の場合を除き、当社の軽過失（故意および重大な過失によらない場合をいいます）によって受講者の財産に生じた損害については、当社は、当該受講者が当社に支払った直近1年間の費用の総額を上限として賠償の責任を負うものとし、それを超える損害（逸失利益その他の特別の事情から生じた損害を含みます）については責任を負いません。ただし、当社が保険金を受領した場合は、当該保険金の範囲内で本項の上限を超えて補償します。
- 4 受講者の生命または身体を侵害した場合の賠償については、前項の上限は適用しません。
- 5 アクロバット（マット運動）および体操は、その性質上、転倒・落下等による受傷の可能性を完全には排除できません。受講者は、この点を理解したうえで受講するものとします。なお、当社は、会員を対象としてスポーツ安全保険に加入します（保険料は当社が負担します）。
- 6 受講者相互間に生じたトラブルについては、当事者である受講者相互間にて解決するものとし、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第20条（物品の弁償）

受講者が、当教室の設備、備品その他の物品（壁、扉等を含みます）を故意または過失により損傷させた場合、当社は、当該受講者（受講者が責任能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人）に対し、その修繕に要した相当な費用の支払いを請求することができるものとします。ただし、レッスンの実施に通常伴う使用または経年により生じた損耗については、この限りではありません。

第21条（紛失・盗難・毀損等）

当社は、駐車場を含む当教室施設内で受講者の携行品の紛失や盗難、自転車の毀損などが生じた場合、当社の故意または過失による場合を除き、当該受講者の被った損害について責任を負わないものとします。この場合において、当社の軽過失（故意および重大な過失によらない場合をいいます）によるときの賠償額については、第19条第3項を準用します。

第22条（休講）

当社は、自然災害（台風・洪水・地震等）や公共交通機関の不通、集団感染症（インフルエンザ等）の発生等のやむを得ない事情により、休講する場合があります。

- 2 前項により休講した場合の取扱いは、第7条第4項によるものとします。

第23条（一時的休業）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は当教室を一時休業することがあります。この場合、第3号に該当する場合その他緊急やむを得ない場合を除き、1週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 定期休業等による場合
 - (2) 当教室施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合
 - (3) 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと当社が判断する場合、または営業が困難であると当社が判断する場合
 - (4) 前各号のほか、施設の安全上その他重大な事由によりやむを得ない場合
- 2 前項の各告知は、当教室施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

3 第1項により一時休業した場合の取扱いは、第7条第4項によるものとします。ただし、第1号の定期休業および年間スケジュールに定める休講日は、年間44回のレッスンに含まれないものであり、振替または返金の対象となりません。

第24条（閉鎖）

次の各号のいずれかに該当する場合、当教室を閉鎖し、すべての会員は、当社が定める閉鎖日において会員資格を喪失するものとします。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
 - (2) 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
 - (3) 著しい社会・経済情勢の変化その他経営上のやむを得ない事由が発生した場合
- 2 前項の事由により当教室を閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、2か月前までに全会員へ告知するものとします。
- 3 第1項により閉鎖する場合、当社は、閉鎖日の翌月以降の分としてすでにお支払いいただいた月謝および未使用のレッスンチケットの代金を、会員に返金するものとします。

第25条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の法令等、および当社が別途定める「プライバシーポリシー」（会員サイト <https://acrobat-school.hacomo.jp> に掲載）に則り、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、当教室が利用するSNSアカウントおよびウェブサイトにおいて、レッスン中の受講者を撮影した動画または写真を公開することがあります。当社は、入会時にお渡しする案内において掲載の可否を確認し、受講者（受講者が未成年者の場合は法定代理人）から掲載を希望されない旨のお申し出があった場合は、当該受講者を掲載しません。
- 3 前項の申し出は、入会後いつでも行うことができます。当社は、掲載後に削除のお申し出を受けた場合、速やかに当該投稿を削除し、以後、当該受講者をSNSおよびウェブサイトに掲載しません。ただし、第三者による転載・保存等、当社の管理が及ばない範囲についてはこの限りではありません。

第26条（本規約の改定・変更）

当社は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、民法第548条の4の規定に従い、本規約を変更することができます。この場合、当教室の利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 前項の場合、当社は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更の効力発生時期について、当該効力発生時期が到来するまでに、ホームページへの掲載、施設内への掲示、会員サイトを通じた通知など当社が定める方法により受講者への周知を図ります。

第27条（届出事項の変更）

会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、健康状態その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに会員サイトを通じて変更手続きを行うものとします。

- 2 前項の届出を怠ったことにより会員に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第28条（通知・連絡）

当社から受講者への通知・連絡は、会員サイトを通じた通知、電子メール、当社公式LINEアカウントを通じた通知、施設内への掲示、ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

- 2 電子メール、会員サイトまたは公式LINEアカウントを通じた通知は、当社が発信した時点で到達したものとみなします。

第29条（権利義務の譲渡・事業の承継）

受講者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

- 2 当社は、当教室に係る事業を第三者に譲渡し、または合併・会社分割その他の組織再編を行う場合、当該事業譲渡等に伴い、本規約に基づく契約上の地位、権利義務および受講者の個人情報を譲受人等に承継させることができます。この場合、当社は、あらかじめ相当の期間をもって受講者にその旨を通知し、受講者は、通知に定める期間内に異議を述べることができます。

第30条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第31条（準拠法・管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。

- 2 本規約または当教室のサービスに関して当社と受講者との間で紛争が生じた場合、その解決に向けて誠実に協議するものとし、協議によっても解決しない場合は、法令上認められる管轄裁判所に加えて、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約は、2026年10月1日から発効します。

2. 当社は、本規約の発効日をもって、それまで名古屋アクロバットスクール（個人事業主・井藤 亘）と会員との間に存在した会員契約上の地位、権利義務および既納の費用（未使用のレッスンチケットを含みます）を承継します。会員資格、在籍クラス、月謝額および保有するレッスンチケットは、本規約の発効の前後で変更されません。

3. 前項の承継について、会員は、2026年9月30日までに書面または電子メールにより異議を述べることができます。異議のあった会員については、個別に協議のうえ取扱いを決定します。

4. 前2項の承継に伴い、会員の個人情報は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第2号に基づき本人の同意を要することなく当社に承継され、同法第18条第2項に基づき、承継前における利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われます。

5. 第7条第3項（レッスンチケットの有効期限）は、本規約の発効日以後に発行されるレッスンチケットに適用します。発効日より前に発行され、発効日時点で未使用のレッスンチケットの有効期限は、2027年9月30日とします。

6. 第13条（年間44回）は、2026年度のレッスンから適用します。

7. 令和7年10月1日発効の旧規約は、本規約の発効日をもって効力を失います。

合同会社Risshin

〒466-0831 愛知県名古屋市昭和区花見通3丁目17 枳中ビル2F

代表社員 井藤 亘

TEL：090-6947-1890（受付時間 14:00～20:30／木曜・金曜定休）

E-mail：nagoya.acrobat.school@gmail.com